

電気供給約款 (低圧)

別紙 I (料金表)

《臨時電力Kプラン》

宮崎電力 株式会社

令和 2 年 9 月 1 日改訂

1. 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

2. 契約電力

契約電力は動力プランに準じて定めます。

3. 季節区分

(1) 夏季

毎年7月1日から9月 30 日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年 10 月1日から翌年の6月 30 日までの期間をいいます。

4. 料金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(1) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電 促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る 場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表 3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

契約電力1キロワット1日につき	195 円 86 銭
-----------------	------------

(2) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進 賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとい いたします。また、電力量料金は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費 調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場 合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均 燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款(低圧)別表3(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとい いたします。

イ 基本料金

基本料金は、その1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1kWにつき	1092 円 42 銭
------------	-------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	17 円 44 銭	15 円 73 銭

5. その他

- (1) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (2) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。
- (3) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、動力プランに準ずるものといたします。
- (4) 本別紙に定めのない事項については、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

6. この料金表の実施日

この料金表は、令和1年10月1日から実施いたします。